

よくある問い合わせ

受注者・発注者からよくある問い合わせ

質問内容	回 答	備 考
工事番号 がわからない	各発注事務所が管理している番号です。発注事務所でしかわかりませんので、監督員に確認してください。 (例: 20141111A222B33344445555)	ガイドライン (工事編) P.13
発注者コード がわからない	電子納品運用ガイドラインをご覧ください (半角8文字)	ガイドライン (工事編) P.16
識別コード (施設・建築物) がわからない	〔建築工事〕 各発注事務所が管理している固有の番号です。発注事務所でしかわかりませんので、監督員に確認してください。	-
測地系の区分コード がわからない	発注図の座標系が世界測地系の場合は「01」、日本測地系の場合は「02」となります。	ガイドライン (工事編) P.14
境界座標情報 (緯度・経度) がわからない	国土地理院「境界座標入力支援サービス」で確認することができます。 (http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/)	ガイドライン (工事編) P.15
工事・業務実績システムバージョン 番号がわからない	土木工事の場合、「6.0」です。 土木業務の場合、「4.0」です。	-
成果品の永年保存 対象の有無がわ からない	工種、施工規模等により発注事務所で決定します。監督員に確認してください。	-
複数の地区に分か れているため、地 区毎に成果品を提 出したい	原則として、複数の地区に分かれていても、電子成果品は業務毎に作成するため、1つの電子成果品にまとめてください。 地区毎に成果品を登録する場合は、地区毎での登録料が必要となります。	-